

特定非営利活動法人日本助産評価機構

設 立 趣 旨

近年、保健医療福祉の分野を始めとした対人サービス部門において、様々な規制緩和が進められると同時に、サービスを評価する仕組みが求められるようになってきた。このことは、医療機関などで先駆的に進められてきたが、今日、教育の分野においても同様の試みが行なわれるようになってきている。

特に、高等教育の分野にあっては、1991年以降、多くのことが中央政府の管理指導下からはずされ、それぞれの教育機関が主体的に創意工夫する仕組みへと移行してきている。その流れの中で、2004年度からは、国公私立の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が定期的に国の認証を受けた評価団体の評価を受けることが義務づけられた。そして、大学等の総合的な評価は7年以内ごと、専門職大学院の評価は、5年ごと以内に評価を受けることとされた。また、これらの結果が公表され、各教育機関の質の向上を自立的に図るための第三者評価の実施が、今日では一層積極的に進められている。このような大学教育の第三者評価を行なう機関としては、独立行政法人大学評価・学位授与機構、及び、財団法人大学基準協会等が、文部科学大臣の認証を受けて評価に取り組んでいる。

このような状況下で、助産学分野の専門職大学院が平成16年4月に天使大学に開設された。しかし、現在では、我が国における助産専門職大学院の認証評価団体は、存在していない。そこで、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、そして日本助産学会の助産師専門職三団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的なそのあり方について調査・研究を行ってきた。その結果、様々な教育課程に適応できる多元的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの統一的な結論に達した。

そこで、助産実践、及び、教育の特性に対応した第三者評価機関として、母子を中心とした人々の健康の増進と学術の振興を図る特定非営利活動法人を設立し、行政との協働を図り、さらには広く一般市民の賛同を得ることとした。法人設立後は、助産実践及び、助産教育の評価システムを定め、この第三者評価の実施をとおして、社会における助産サービスのより一層の質の向上を担い、その成果は啓発活動などを通し広く一般の人々に還元していく所存である。

平成18年 8月10日